平成２２年（フ）第２３１号
岡山市南区福浜町13番６号
破産者　小橋　龍弘（旧姓広瀬）
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７２号
高知県安芸市久世町９番20号
破産者　株式会社ＡＫＩ
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
秋田市楢山城南新町23番15号
破産者　有限会社光徳建設
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生730番地２
破産者　有限会社昭立金型
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５６号
長野市大字中御所174番地３
破産者　イトーハウジング株式会社
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
岐阜県各務原市那加前野町３丁目127番地２メイワハイツ202、開始決定時の住所岐阜県各務原市蘇原東島町１丁目60番地４　ヒルズ東島202
破産者　五島　泰嗣
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
岐阜市加納西丸町１丁目55番地、開始決定時の住所岐阜市加納花ノ木町19番地
破産者　小坂　　昇
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９３号
岐阜市加納西丸町１丁目55番地、開始決定時の住所岐阜市加納花ノ木町19番地
破産者　小坂　哲也
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目247番地１、申立時の住所岐阜県各務原市那加東新町２丁目78番地16
破産者　西脇　吉徳
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１５６号
札幌市白石区平和通４丁目北５番５―603号
破産者　鬼原　紀子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田３番地47
破産者　佐藤由香里
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７６号
仙台市泉区市名坂字野蔵35番地の12　ブランメルイズミＢ棟202
破産者　佐藤　浩子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
宮城県亘理郡亘理町字油田104番地５
破産者　今野千寿子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
宮城県石巻市沢田字沢田31番地４
破産者　千葉　信一
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
福島県南相馬市原町区北町117番地の６
破産者　中村　貴文
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３９４号
茨城県笠間市鯉淵6272番地20
破産者　小林　孝史
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
茨城県土浦市中村東２丁目16番５号
破産者　板橋　健夫
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
石川県河北郡津幡町字太田ろ242番地　コーポオカモト５　107号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ろ172番地９
破産者　久司　千春（旧姓近江）
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
静岡県掛川市大池46番地の４
破産者　中村　昌己
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｃ棟405号
破産者　松竹　則弘
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係